

小松島市保育認定利用調整指数表(基本指数)

児童氏名:

申請者氏名:

事由	(細目)	保護者が保育できない理由	基本指数	採点	
				母	父
①就労		月160時間以上の労働に従事している	10		
		月140時間以上160時間未満の労働に従事している	9		
		月120時間以上140時間未満の労働に従事している	8		
		月96時間以上120時間未満の労働に従事している	7		
		月72時間以上96時間未満の労働に従事している	6		
		月48時間以上72時間未満の労働に従事している	5		
②妊娠・出産		保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断される場合(産前・産後8週の期間に限る)	6		
③保護者の疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している	10		
		通院加療を行い、月12日以上かつ週12時間以上の安静が必要	7		
		疾病などにより、保育に支障がある	5		
	障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受け、保育が常時困難	10		
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1の交付を受け、保育が著しく困難	8		
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受け、保育が困難	5		
④同居親族等の介護・看護		臥床者・重度心身障害者(児)の介護や看護のため、月20日以上居宅介護しており保育が常時困難	9		
		病人や障がい者(児)の介護や看護、入院・通院・付き添いのため、保育が困難な日が月に16日以上ある	6		
		上記には該当しないが、介護・看護のため保育が困難な日が月に12日以上ある	3		
⑤災害復旧		震災、火災、風水害その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	10		
⑥求職活動		公共職業安定所の記録により1ヶ月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3		
		上記以外で求職中	1		
⑦就学		就職に必要な技能習得のために月120時間以上大学、専門学校等に通っている	7		
		就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月12日以上大学、専門学校等に通っている	5		
⑧虐待・DV		児童虐待防止等に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、福祉事務所長が保育を行うことが困難であると認める場合	10		
⑨育児休業中の継続利用		保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる等福祉事務所長が必要と認める場合	*		
⑩その他		別居親族の介護・看護、ボランティア活動等上記以外で、福祉事務所長が保育の必要性があると認める事由	*		

(備考)

- * 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定いたします。
- * ①については、休憩時間を含むものとし、不規則勤務等の場合は別途判断します。労働時間については就労実績の平均に基づきます。
- * 副業については、①の基本指数×1/2を加点するものとします。
- * ⑨、⑩については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

小松島市保育認定利用調整指数表(調整指数)

児童氏名:

申請者氏名:

項目	内容	指数	採点	
			母	父
就労状況	同一勤務先で3年以上就労を継続している	2		
	同一勤務先で1年以上就労を継続している	1		
	保護者が保育士または幼稚園教諭の資格を有し、小松島市内の認可保育施設で就労または就労内定している(月160時間以上)	8		
	保護者が保育士または幼稚園教諭の資格を有し、小松島市内の認可保育施設で就労または就労内定している(月120時間以上)	6		
	保護者が保育士または幼稚園教諭の資格を有し、小松島市内の認可保育施設で就労または就労内定している(月60時間以上)	4		
	生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い	4		
育児休業明け	育児休業のために退園し、復職時に利用申請する場合	10		
世帯の状況	保護者または同居親族に、身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいるまたは要介護1以上の認定者がいる(④同居親族等の介護・看護以外の事由で申請する場合)	1		
	看護・介護が必要な同居親族が複数いる(④同居親族等の介護・看護の事由で申請する場合に限る)	2		
	両親のいない家庭	5		
	多胎児を妊娠している(②出産等の事由で申請する場合)	1		
	第3子以降の子どもがいる世帯である	1		
	単身赴任	2		
	生活保護世帯(ただし、就労、求職活動、就学等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉事務所長が判断した場合に限る)	10		
	*1 虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要な世帯	10		
	当該児童のきょうだいが障がい有する	2		
	当該児童が障がい有する	3		
ひとり親	ひとり親世帯である	12		
	ひとり親世帯で扶養している児童が2人以上いるとき	13		
きょうだいの状況	多胎子が同一の施設に利用申請する	5		
	既にきょうだいが同一施設を利用している	5		
	利用申請児童が第3子以降である	1		
地域型保育等との連携	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童である	4		
減算項目	利用申請児童を65歳未満の親族に預けることが可能である	-3		
	児童を職場で保育可能である	-3		
	同居親族がおり、その親族が保育可能である	-4		
	当該児童以外の児童を保護者が保育している	-3		
	過去に求職活動中の期間が半年以上あり、未だ就職が決まっていない	-5		
	過去に証明書類等の提出の指示に従わなかった場合	-8		
	保育料の滞納がある場合	-8		
同一点数の場合、右に規定する順位により、入所承諾の順位を決定する	1 小松島市民である			
	2 基本点数が高い順			
	3 社会的・経済的状況			
	4 過去の保育料の滞納がないこと			
	5 福祉事務所長が特に必要と認める場合			

*1 ご家庭の状況に応じてお子様の最善の利益を考慮し、園を選定する場合があります。

* 調整指数については、項目により添付書類を依頼する場合があります。